

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）</p> <p>ロ イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>ハ 国内の金融機関（府令第七十七号第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）</p> <p>ニ ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）</p> <p>ホ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）</p> <p>ロ イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>ハ 国内の金融機関（府令第七十七号第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）</p> <p>ニ ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）</p> <p>ホ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）</p>

へ ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

チ トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ 国際機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同じ。）

五〇七十四（略）

へ ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

チ トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ 国際機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同じ。）

五〇七十四（略）